

入 札 説 明 書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）九州新幹線建設局の「九州新幹線（西九州）、武雄温泉・長崎間テレビジョン電波受信障害対策業務委託」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本業務の契約締結は、当該業務に係る令和3年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

- 1 公 告 日 令和3年3月25日
- 2 契約担当役 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
九州新幹線建設局長 綿貫 正明
- 3 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 九州新幹線（西九州）、
武雄温泉・長崎間テレビジョン電波受信障害対策業務委託
（電子入札対象案件）
 - (2) 業 務 内 容 別紙示方書のとおり
 - (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和5年3月31日まで
 - (4) 業 務 場 所 佐賀県武雄市、嬉野市、長崎県東彼杵郡東彼杵町、大村市、諫早市、
長崎市
 - (5) 本案件は、資料等の提出及び入札を電子入札システムにより実施する対象案件である。ただし、以下の点に留意すること。
ア 当初より、電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。この申請の受付窓口及び受付期間は次のとおりである。
 - (7) 受付窓口 〒812-8622 福岡県福岡市博多区祇園町2番1号
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
九州新幹線建設局 契約課
電話 092-283-9604 F A X 092-283-9624
電子メールアドレス keiyaku.kys@jr-tt.go.jp
 - (イ) 受付期間 公告の日から令和3年4月9日（金）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、10時から16時（12時から13時までの間を除く。）まで
 - イ 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札への途中変更は認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと契約担当役が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

ウ 以下、本説明書において、紙入札による場合の記述部分は、全て上記の契約担当役の承諾を前提として行われるものである。

(6) 入札方法

入札金額は、総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

4 競争参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 機構における「平成31・32・33年物品購入等競争参加資格確認者」のうち「4 役務提供等 ⑫その他」に係る競争参加資格の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）、もしくは平成31・32・33年度（令和01・02・03年度）全省庁統一資格において、「役務の提供等」（等級及び地域は問わない。）の競争参加資格を有している者であること。

なお、全省庁統一資格により入札参加申込をする者で当機構の電子入札に初めて参加する場合のみ、事前に電子入札登録申請書を提出し、入札参加申込書の提出期限までに、当機構の定めた業者番号の通知を受けること。電子入札登録申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、再度提出すること。

電子入札登録申請等については、機構ホームページ「調達情報/電子入札」サイトで公表している。

- (3) 入札参加申込書の提出期限の日から開札の時までの期間において、機構理事長又は国の各省各庁から「九州・沖縄地区」において指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得（以下「契約申込心得」という。）第2条の2に掲げる基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、契約申込心得第8条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること
- (6) 平成22年度以降に元請けとして完了（引渡し済みのものに限る。）した新幹線鉄道

又は普通鉄道（電化路線に限る。）に係るテレビジョン（以下「テレビ」という。）電波受信障害対策業務の実績を有する者であること。なお、1件の業務実績で要件を満たすことができない場合は、複数の業務実績の組合せとすることができる。

※ テレビ電波受信障害対策業務とは、以下のすべてを満たす業務をいう（以下同じ）。

- ア テレビ電界強度事前調査（障害地域の予測を含む）
- イ テレビ電波受信障害対策の補償計画書の作成
- ウ テレビ電波受信障害対策の補償工事の設計及び施工監理
- エ テレビ電波受信障害対策の住民説明・補償交渉（補助業務を含む。）
- オ テレビ電界強度事後調査

(7) 次の要件ア及びイを満たす管理技術者を配置できる者であること。

ア 次の要件(ア)から(オ)のいずれかを満たす者。

- (ア) 技術士（電気・電子部門）
- (イ) 技術士（総合技術監理部門（電気・電子））
- (ウ) 電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者）
- (エ) CATV 総合監理技術者又は第1級CATV技術者
- (オ) 電気通信設備の工事、設計又は施工監理に関し、大学卒業後13年以上、短大・高等専門学校卒業後18年以上、高等学校卒業後23年以上、中学校卒業後28年以上の実務の経験を有する者。

イ 平成22年度以降に元請として完了（引渡し済みのものに限る。）した新幹線鉄道又は普通鉄道（電化路線に限る。）に係るテレビ電波受信障害対策業務の経験を有する者。なお、1件の業務経験で要件を満たすことができない場合は、複数の業務経験の組合せとすることができる。

5 入札手続等

(1) 担当部署

上記3(5)ア(ア)に同じ。

(2) 入札説明書及び示方書等の交付期間等

ア 交付期間 公告の日から入札書提出の期限の日まで

イ 交付方法 機構ホームページからダウンロードすること。

URL : <https://www.jrtt.go.jp/>

なお、入札説明書及び示方書等をダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札システムにおける本案件の調達案件備考欄に掲載する。また、電子入札システムにより難しい者は上記(1)へ電子メールにて、会社名・担当者名・電話番号・メールアドレスを記載のうえ問い合わせること。ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難しい者は、上記(1)へ連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

(3) 入札参加申込書（別記様式1）の提出期限

- ア 提出期限 令和3年4月12日(月)16時まで
- イ 提出場所 上記3(5)ア(ア)に同じ。
- ウ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、入札参加申込書等の容量が10MBを超える場合又は紙入札による場合は、提出場所に持参、郵送(郵便書留等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。)又は電子メールにより提出すること。(電子メールによる場合は、着信を確認すること。)

エ 郵送の方法について

郵送の方法により入札参加申込書等を提出する場合は、必要書類の一式を郵送により提出するものとし、一式書類を郵送による方法と電子入札システムによる方法により分割して提出することは認めない。また、郵送の方法により提出する場合は、電子入札システムにより入札参加申込書のみを送信すること。郵送された書類を受領した場合、電子入札システムにより受付票を発行する。

オ 添付書類

- (ア) 上記4(6)を証明する調書(別記様式2)及び証拠書類
- (イ) 上記4(7)を証明する調書(別記様式3)及び証拠書類

カ 使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式について

入札参加申込書の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式については、次のいずれかによるものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないこと。

番号	使用するアプリケーションソフト	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2010形式以上での保存
2	Microsoft Excel	Excel2010形式以上での保存
3	その他のアプリケーション	PDFファイル(Acrobat9.0形式以上で作成したもの)

キ ファイル圧縮方法について

ファイルを圧縮する場合は、LHZ形式又はZIP形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。

(4) 証明書等審査結果の通知

証明書等審査結果については、電子入札システムにより令和3年4月14日(水)までに通知する。ただし、上記3(5)アにより契約担当役の承諾を得て紙入札へ移行した者には、書面により通知する。

(5) 入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法

- ア 入札書の提出期限 令和3年4月27日(火)16時まで
- イ 開札の日時及び場所 令和3年4月28日(水)10時
機構九州新幹線建設局 契約課
- ウ 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、上記3(5)アにより契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は、上記3(5)ア(ア)へ持参又は郵送すること。

(6) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(7) 開札

電子入札システムにより入札する場合は、開札時の立会いは不要とするが、紙入札の場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこととする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係ない職員を立ち合わせて開札を行う。

6 示方書等に対する質問及び回答

(1) 示方書等に対する質問がある場合は以下により提出すること。

ア 提出期間 公告の日から令和3年4月19日(月)までの休日を除く毎日、10時から16時(12時から13時までの間を除く。)まで

イ 提出場所 上記3(5)ア(ア)に同じ

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。質問書の提出にあたっては、質問事項入力欄に業者名(過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。)や担当者の連絡先等は一切記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保ができないため、その者の行った入札を原則として無効とする。また、質問内容を記載した書面(表紙に会社名、代表者印、担当者名及び連絡先を記載し、別紙に質問内容を記載すること。様式は自由。)を持参、郵送、FAX又は電子メールにて提出することもできる。

(2) 上記(1)の質問に対する回答は、次のとおり回答するとともに、全ての質問に対する回答書を閲覧に供する。

ア 回答方法 電子入札システムにより提出された質問については、電子入札システムにより回答する。電子入札システム以外で提出された質問については、示方書を受け取った全ての者に対して、令和3年4月22日(木)までに電子メールにて回答する。紙入札による場合は、全ての質問を電子メールにて回答する。

イ 閲覧期間 令和3年4月22日(木)から令和3年4月27日(火)までの休日を除く毎日、10時から16時(12時から13時までの間を除く。)の期間、上記3(5)ア(ア)の場所で閲覧に供する。

7 中立公平性に関する要件

本業務の受託者及び本業務を受託した者と資本関係又は人的関係のある者は業務履行期間中において、機構九州新幹線建設局が発注する工事のうち、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構工事競争参加者資格確認取扱規程(平成15年10月機構規程第140

号) 第4条第1項第9号に規定する「情報制御設備」の競争参加資格を求める工事(以下「情報制御設備工事」という。)の入札に参加してはならない。また、本業務の管理技術者及び担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本関係又は人的関係のある者は業務履行期間中において、機構九州新幹線建設局が発注する情報制御設備工事の入札に参加してはならない。なお、本業務を受託した場合、管理技術者及び担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本関係又は人的関係のある会社の名簿(資本関係・人的関係に係る調書、別記様式4)を上記3(5)ア(ア)に提出すること。

8 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(5)ア(ア)に同じ。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、契約担当役により指名された者であっても、開札の時に機構九州新幹線建設局長から当該業務について指名停止を受けている者その他開札の時に上記4に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

ア 入札公告等に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札

イ 入札参加申込書に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 内容説明書及び契約申込心得等において示した入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出するまではいつでも入札を辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も同様とする。また、入札を辞退した者は、辞退を理由として、以後の指名等において不利益を受けることはない。

(7) 本件入札に参加を希望する者は、契約申込心得及び示方書等を熟読しておくこと。

契約申込心得は当機構ホームページで公開している。

(8) 示方内容に関する問い合わせ先

上記3(5)ア(ア)に同じ。

(9) 手続における交渉の有無 無。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじへ移行する。

(11) 契約の成立は、落札者が契約書を機構九州新幹線建設局に提出し、機構九州新幹線

建設局がこれを審査確認のうえ記名押印したときとする。

(12) 資格審査にあたって、機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。

(13) 電子入札システムは、休日を除く毎日、8時30分から20時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、機構ホームページ「調達情報／電子入札」サイトの「お知らせ」で公開する。

機構ホームページアドレス <http://www.jrtt.go.jp/>

(14) 電子入札システム操作上の手引書は、機構ホームページ「調達情報／電子入札」で公開している。

(15) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先

ア 電子入札システム操作・接続確認等の問合せ先

電子入札総合ヘルプデスク 電話 0570-007-522 (ナビダイヤル)

※お問合せの際は、以下の情報を必ずお知らせください。

- ・お問合せされた方のお名前
- ・会社名／所属名
- ・連絡先の電話番号

イ ICカードの不具合発生時の問合せ先

取得しているICカードの認証機関。

ただし、申請書類などの提出期限又は入札の締切期限が切迫しているなど緊急を要する場合は、機構九州新幹線建設局契約課へ連絡すること。

電話：092-283-9604

(16) 参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、送信内容を必ず印刷することとし、下記に示す通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な扱いを受ける場合がある。

ア 証明書等受付通知書（通知書を発行した旨を副次的に電子メールでも知らせる。）

イ 証明書等審査結果通知書（通知書を発行した旨を副次的に電子メールでも知らせる。）

ウ 入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的に電子メールでも知らせる。）

エ 辞退届受付票（受付票を発行した旨を副次的に電子メールでも知らせる。）

オ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的に電子メールでも知らせる。）

カ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的に電子メールでも知らせる。）

キ 落札通知書（通知書を発行した旨を副次的に電子メールでも知らせる。）

ク 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的に電子メールでも知らせる。）

ケ 不調通知書（通知書を発行した旨を副次的に電子メールでも知らせる。）

コ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的に電子メールでも知らせる。）

サ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的に電子メールでも知らせる。）

- (17) 1 回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参、郵送が混在する場合があるため、契約担当役から指示する。開札時間から 30 分後には契約担当役から再入札通知書を送信する予定であるが、開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、契約担当役から連絡する。

9 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意のうえで、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

イ 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量（工事（設計等の役務を含む。）の名称、場所、期間及び種別）、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（機構OB）の人数、職名及び機構における最終職名

イ 機構との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（各年度の 4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）